

公益通報に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づき、学校法人大阪キリスト教学院（以下「本学院」という。）が設置する短期大学および幼稚園、保育園、法人事務局（以下「各单位」という。）の業務に関し、法令、もしくは各单位諸規程に違反する行為またはそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、または生じようとしている場合において、その早期発見と是正を図るために必要な体制を整備し、もって本学院の健全な発展に資することを目的とする。

（公益通報者）

第 2 条 各单位の教職員・非常勤教職員・業務委託に係る労働者および各单位の学生（本課生・留学生・科目等履修生・聴講生）・園児ならびに保護者（以下「通報者」という。）は、法令違反行為に関する通報および相談（以下「公益通報等」という。）を行うことができる。

（公益通報等の方法）

第 3 条 本学院は、公益通報等のコンプライアンス窓口として監査室を設置する。

2. 監査室長は、常務理事会で選出の上、理事長が任命する。
3. 通報者は監査室に対し、「公益通報等」を行うことができる。
4. 公益通報等を行う者は、氏名および連絡先を明らかにした上で電子メール、電話、FAX、書面または面談の方法によって行うこととし、通報後は所定の書面にて内容を提出することとする。
5. 前項の規定にかかわらず、匿名にて公益通報等を行う者は、電子メール、電話、FAX、書面による方法で行うことができる。

（禁止事項）

第 4 条 通報者は、不正の利益を得る目的、本学院または第三者に損害を加える目的その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

（公益通報等への対応）

第 5 条 監査室は、通報者から公益通報等があった場合は、その通報者に対し、速やかに通報を受け付けた旨を通知するとともに監査室長に報告しなければならない。

（調査の開始）

第 6 条 監査室長は、公益通報等の受付後すみやかに、通報内容に関する調査の必要性の有無、その他通報に関する対応を決定しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2. 監査室長は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該通報者に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

（専門的事項）

第 7 条 監査室長は、公益通報等の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の適切な機関などに意見を求めることができる。

（調査委員会の設置）

第 8 条 第 6 条第 2 項により調査を行う場合は、当該単位に調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会委員は、理事長が委嘱する。

（1）委員会は、教職員 2 名および外部委員 1 名とする。

（2）委員長は、委員会委員のうちから監査室長の推薦に基づき理事長が委嘱する。

（調査の実施）

第 9 条 監査室長は、委員会の指示に基づき、調査対象部門の責任者および調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票および資料の提出または事実の報告および説明を求めることができる。

2. 調査対象部門の責任者および調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いてこれに応じなければならない。

（遵守事項）

第 10 条 委員会委員および監査室員は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

（1）通報者および第三者の権利または正当な利益を侵害しないこと。

（2）調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

（3）常に公平不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施すること。

（4）公益通報等を行った通報者個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持しなければならない。

（5）職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩してはならない。

2. 委員会委員および監査室員は、その職を離れた場合であっても、前項第 4 号および第 5 号に定める事項を遵守しなければならない。

（報告）

第 11 条 監査室長は、公益通報等を受けたときは、理事長ならびに当該単位の長に報告しなければならない。ただし、通報者本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。

2. 監査室長は、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。

（是正措置等）

第 12 条 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置および再発防止措置を講じるとともに理事会に報告しなければならない。

2. 監査室長は、前項の措置が講じられた場合は、当該通報者に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

（不利益取扱いの禁止）

第 13 条 本学院は、通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、解雇、減給、降格、退学、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、通報者が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

（委員会の事務）

第 1 4 条 委員会の事務局を監査室を置く。

（規程の改廃）

第 1 5 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

この規程は、2014年11月10日から施行する。

公益通報に関する規程第 3 条に定める公益通報様式

年 月 日

学校法人大阪キリスト教学院

理 事 長 _____ 様

同 監 査 室 長 _____ 様

通報者氏名 ㊞

	項 目	内 容	備 考
1	公益通報者所属		
	氏 名		
	連絡先		
2	公益通報年月日		
3	法令違反行為の 具体的な内容		
4	その他、参考 となる事項		
5	証拠書類等通報 内容を説明する 参考資料		